

株式交換にかかる事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 9 月 1 日

あいホールディングス株式会社
岩崎通信機株式会社

2024年9月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋久松町12番8号
あいホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木 秀 吉

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木 村 彰 吾

あいホールディングス株式会社（以下「あいホールディングス」といいます。）及び岩崎通信機株式会社（以下「岩崎通信機」といいます。）は、2024年5月31日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）及び2024年7月23日付で両社の間で締結した株式交換契約修正覚書（以下「本件覚書」といいます。）に基づき、2024年9月1日を効力発生日として、あいホールディングスを株式交換完全親会社、岩崎通信機を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行いました。

本件株式交換に関する会社法第791条第1項2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年9月1日

- 2 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

岩崎通信機の株主である株式会社スノーボールキャピタル（以下「SBC」といいます。）は、2024年7月31日付けで、本件株式交換を仮に差し止めることを求める、差止仮処分命令の申立て

(以下「本申立て」といいます。)を行いました。2024年8月16日付で、東京地方裁判所は本申立てを却下する旨の決定(以下「本却下決定」という。)を行いました。

これに対し、SBCは、2024年8月16日付で、本却下決定を不服として、東京高等裁判所に対して即時抗告(以下「本即時抗告」といいます。)を行いました。東京高等裁判所は、2024年8月27日付けで、本即時抗告は理由がないとして棄却決定を行いました。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

岩崎通信機は、会社法785条第3項及び4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2024年8月9日付けで岩崎通信機の株主に対し、本件株式交換をする旨、株式交換完全親会社となるあいホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。これに対し、会社法785条1項に基づき株主1名(保有株式数合計175,200株)より、岩崎通信機に対して株式の買取請求を行う旨の書面の送付を受けました。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第3号)

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

あいホールディングスは、会社法第796条第2項本文の規定により、本件株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株式総会の承認を得ずに本件株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

あいホールディングスは、会社法797条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2024年6月20日付で、本件株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である岩崎通信機の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。

なお、あいホールディングスは、会社法第796条第2項本文の規定により、本件株式交換契約につ

いて会社法第 795 条第 1 項に定める株式総会の承認決議を得ずに本件株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本件株式交換によりあいホールディングスに移転した岩崎通信機の株式の数は、本件株式交換によりあいホールディングスが岩崎通信機の発行株式の全部（ただし、あいホールディングスが所有する岩崎通信機株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の岩崎通信機の発行済株式総数からあいホールディングスが所有する岩崎通信機の株式を除外した 9,860,169 株です。

なお、上記発行済株式総数は、後記 5（6）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5 その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) あいホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項の規定より、本件株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株式交換に反対する旨をあいホールディングスに通知したあいホールディングスの株主はおりませんでした。

(2) 岩崎通信機は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議によって、本件株式交換契約の承認を得ております。

(3) あいホールディングスは、公正取引委員会から、2024 年 7 月 10 日付で本件株式交換にかかる株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

(4) あいホールディングスは、会社法第 790 条 1 項の規定に基づき岩崎通信機との間で本件覚書を締結し、本件株式交換契約の効力発生日の変更を合意し、2024 年 7 月 25 日付で、効力発生日を変更したことを電子公告により公告しました。

(5) 岩崎通信機の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2024 年 8 月 29 日付で上場廃止となりました。

(6) 岩崎通信機は、2024 年 8 月 9 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、

基準時の直前の時点において所有していた自己株式 220,175 株のすべてを消却いたしました。

- (7) あいホールディングスは、本件株式交換により、基準時の岩崎通信機の株主（ただし、あいホールディングスを除きます。）に対して、その所有する岩崎通信機の普通株式 1 株につきあいホールディングスの普通株式 0.6 株の割合をもって、あいホールディングスの普通株式を割当交付いたしました。なお、あいホールディングスが割当交付したあいホールディングスの普通株式の合計は 5,916,101 株であり、そのすべてをあいホールディングスが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (8) 本件株式交換に伴い増加したあいホールディングスの資本金及び準備金は、以下のとおりです。
- ① 資本金の額 0 円
 - ② 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の規定に従いあいホールディングスが別途定める額
 - ③ 利益準備金の額 0 円

以上